

仕 様 書

1 仕様書の適用

本仕様書は、西4区草津沼田線ほか1路線凍結防止剤散布業務に適用するものとする。

2 業務範囲

別紙図面のとおり

3 業務内容

(1) 雪道巡回

ア 監督員の指示があった場合、または、前日の気象予報で最低気温2℃以下の予報があった場合、21時から翌6時まで道路パトロールを実施する。

イ 凍結の有無を調査し、凍結があった場合は凍結防止剤を散布する。散布する場合は市監督員へ連絡すること。また、気温が0℃となり路面が湿潤状態で凍結の恐れがある場合は市監督員へ連絡し指示を受けること。

(2) 凍結防止剤散布

ア 凍結防止剤散布を行う場合は、西区役所建設部維持管理課に、作業を行うことを報告すること。

イ また、通行車両、歩行者等の安全を確保するため、バリケードを設置し、交通誘導員を配置するなど必要な安全対策を講じること。

ウ なお、散布終了の報告を市監督員に行うとともに、必要であればその後の指示を受けること。

4 作業報告書

作業終了後は、作業時間、作業内容、作業人員（交通誘導員を含む）、凍結防止剤の使用量、確認温度等を記入した、作業報告書を提出すること。

5 その他

ア 受託者は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた時は、その責めを負わなければならない。

イ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市監督員と協議のうえ決定するものとする。

業 務 実 施 要 領

1 凍結防止剤散布量

凍結防止剤散布量については、1 m²あたり 20g 以上を標準とし、西 4 区草津沼田線については 1 回あたり 285kg 以上、西 2 区広島南道路線については 1 回あたり 140kg 以上を見込んでいるが、気象条件により変動するもので、監督員との協議によるものとする。

2 凍結防止剤散布の回数

凍結防止剤散布の回数について、夜間 8 回を見込んでいるが、気象条件により変動するもので、監督員との協議によるものとする。

3 雪道巡回工の回数

雪道巡回工については、21 時から 1 時間おきに 9 回実施することを見込んでいる。ただし、気象条件により変動するもので、監督員との協議によるものとする。

4 支給品

凍結防止剤散布に使用する塩化カルシウムは支給品としているが、支給品の在庫が不足する場合は、対応について監督員と協議することとする。

5 凍結防止剤散布機

本業務で使用する散布機と車両については 12 月 1 日から 2 月 28 日までリースすることを見込んでいるが、気象条件により変動するもので、監督員との協議によるものとする。

6 交通誘導員

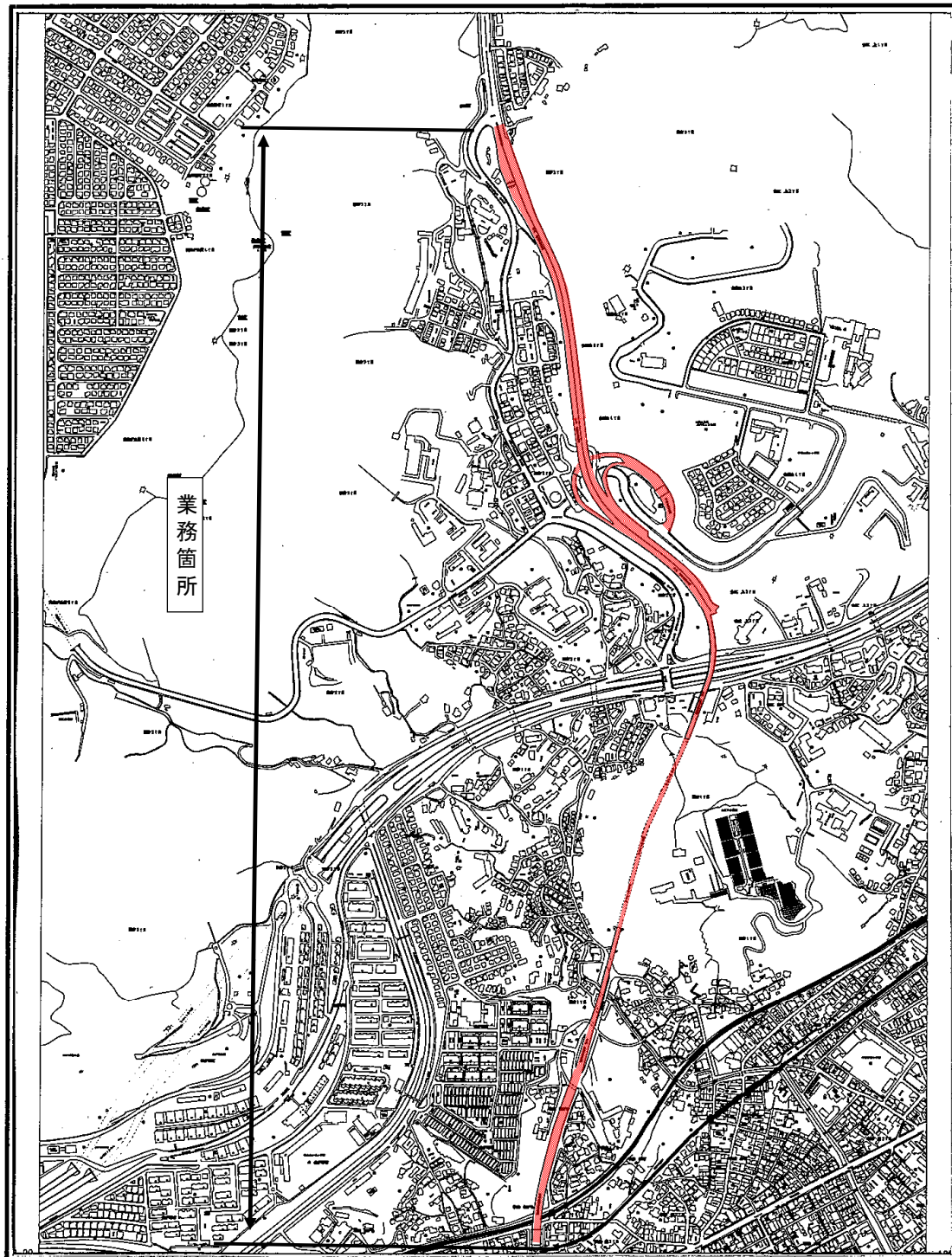
交通誘導員については、凍結防止剤を散布する日において 1 日当たり 3 人を見込んでいる。

7 連絡表

緊急時及び作業時の連絡表を作成し提出すること。

位置図

(西4区草津沼田線)



位置図

(西2区広島南道路線)

